

文京区補助金等チェックシート

所属 保健衛生部 生活衛生課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区健康増進型公衆浴場改築等支援補助金							
根拠規定等	文京区健康増進型公衆浴場改築等支援補助金交付要綱							
創設年月	平成	21	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	4年	終了予定年月
直近の見直し年月	平成	26	年	2	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	
見直しの内容	補助対象者から暴力団関係者を排除する旨の規定整備、文言及び様式の整備							
予算科目	款	項	目	大	中			実施計画事業番号
	6衛生費	1保健衛生費	1保健衛生総務費	6公衆浴場補助	2施設整備費等補助			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	公衆浴場の改築又は改修に係る費用の一部を補助することにより、公衆浴場を有効活用した区民の健康の増進、区民相互の交流の促進等を図るとともに、区民の入浴機会の確保に資することを目的とする。						
補助事業等の内容	既設公衆浴場の改築等に係る事業のうち、区民の健康増進、区民相互の交流の促進等を図ることができる施設及び設備、地域貢献に資する施設及び設備を設置するもの						
補助対象経費の内容	改築事業: 補助対象経費3億円 補助金の額1千500万円 改修事業: 補助対象経費8千万円 補助金の額400万円						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 { 補助率 5/100 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
公募の状況	〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 { 工事完了後の写真及び現地確認 }						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者	
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由					

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	区民の健康の増進、区民相互の交流の促進等を図るとともに、区民の入浴機会の確保が保たれている。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第3条に基づき区民の公衆浴場利用の機会の確保に努めている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	公衆衛生の向上及び地域貢献に資する施設及び設備を設置を目的としているため。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	高齢社会における公衆浴場での介護予防事業、健康増進事業の推進が見込めなくなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	要綱により補助対象事業者が明記されており、当該事業者に制度について周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	交付申請を受け、現地確認のうえ決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	現在、補助金以外の代替策は無い。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	区の施設以外でも介護予防事業等が可能な施設が増え、利用者の増大が見込まれる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	バリアフリー化(手すりの設置、滑り止め、段差解消等)による高齢者等の利用の安全性が向上する。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	主に公衆浴場の周辺住民が利用している。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区健康増進型公衆浴場改築等支援補助金交付要綱等に則って事業は行われている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助金交付申請及び工事完了後に現地において検査を行っている。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	領収書の写しにより支出状況を確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数				
決算(予算)額	0	0	0	0
国庫支出金				
都支出金				
その他				
一般財源	0	0	0	0
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

高齢社会化に対応した浴場の環境整備を行うことにより付加価値を高め利用者の拡大を図っていく必要がある。